

令和3年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和3年3月 8日

閉 会 令和3年3月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 悟 君
議 会 事 務 局 次 長 坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君
2 番 川 崎 憲 二 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1 号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 3 号 投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 5 号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第 6 号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 7 号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 8 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 9 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

- ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 議案第13号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）案
- 議案第14号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第15号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）案
- 議案第16号 令和3年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第17号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第18号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第19号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第20号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第21号 令和3年度後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第22号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7 議案第3号 投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第4号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第5号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第6号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第7号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

- 第 1 2 議案第 8 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 9 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 1 0 号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 1 1 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 6 議案第 1 2 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 1 7 議案第 1 6 号 令和 3 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 1 8 議案第 1 7 号 令和 3 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 1 9 議案第 1 8 号 令和 3 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 2 0 議案第 1 9 号 令和 3 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 2 1 議案第 2 0 号 令和 3 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 2 2 議案第 2 1 号 令和 3 年度後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 2 3 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 第 2 4 請願第 2 号 「学校給食の無償化」に関する請願

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和3年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番小鹿重一君、2番川崎憲二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月12日までの5日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月12日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政

の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、蓬田村議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます令和3年度当初予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、施政方針を申し述べ、村議会及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、昨年2月以来、新型コロナウイルスの感染症が流行し、現在、全国では44万人以上の方が感染し、8,000人以上の方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りするとともに、闘病されている方々に心からお見舞いを申し上げます。あわせて、感染拡大防止のために昼夜問わず献身的に治療に従事されております医療関係者の皆様、そして老人福祉施設をはじめとして感染症対策にご尽力をいただいております社会福祉施設の皆様に感謝を申し上げます。

幸いにして、本村においては、村民の感染者がまだ確認されておられませんので、今後とも感染しないように、また感染させないように、引き続き感染予防対策を徹底し、命と健康を守っていただきたくお願いを申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、感染症の収束に期待されるワクチン接種が4月中旬から始まる予定になっております。国のワクチン供給の問題がございませぬけれども、村民の皆さんが安心して接種を受けられるよう、早期実施に向けて鋭意努力いたしているところでございます。

さて、私が村民の皆様からご信任をいただき、平成29年11月に2期目の村政運営を担わせていただいてから、早いもので3年余りの歳月が流れました。2期目に当たり私は、「夢と希望あふれるあずましい村づくり」をスローガンとして、村づくりの5つの柱を掲げ、これを基本政策としてかじ取りを進めてまいりました。この間、議員の皆様、村民の皆様から多大なご協力と温かいご指導、ご助言をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

基本理念は、村民の安全・安心を第一として、蓬田村の発展のため、産業振興と生活関連施策の推進による定住条件整備に取り組むこととあります。根本的には、最近の急速に進む少子高齢化・人口減少を何としても食い止めたいという危機感があります。特に、蓬田村が持続的に発展するための基礎的分野の整備に傾注し、生活基盤整備、地方

創生事業、保健・医療・福祉の充実、そして教育振興など各分野において事業を展開してまいりました。

本村では、人口減少対策として、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略計画を改定し、令和元年度に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略計画をスタートしておりますが、新型コロナウイルス流行などの影響もあり、その成果はまだ得られておりません。今後は、着実に事業を推進してまいり所存であります。

本村の産業構造は、第1次産業が中心であり、社会経済構造の変化だけではなくグローバル経済に左右されます。とはいえ、我々にできる政策は限られています。これからは、AIやIoTを取り入れたスマート農業などの導入を支援して生産現場をいかに高度化し、そして生産性を向上させるかが重要と考えております。農林水産業における基盤整備とともに6次産業の振興、観光事業の充実を図りながら、地域経済の底上げを図ってまいりたいと考えております。

役場庁舎建設について申し上げます。

役場庁舎は、津波浸水被害区域にあり、さらに震度6クラスの地震で倒壊する危険があることが報告されましたことから、令和2年2月に本村管理職による役場庁舎あり方検討委員会を立ち上げ、基本的な方向と課題について検討を重ね、同年9月には同委員会から報告がなされたところであります。これを基に村内各団体代表からなる蓬田村役場庁舎建設検討委員会を令和2年12月に設置し、現在、審議検討を進めているところであります。また、現在は、庁舎の管理担当課員に兼務させて事務を遂行しておりますが、令和3年4月1日から役場庁舎建設担当班を設置して進める計画であります。

さて、近年、自然災害が頻繁に発生しています。このため国は、令和元年12月、国土強靱化基本法を見直したところであり、令和2年12月には、令和2年度で終了する緊急3か年計画に続く、総額12兆円に上る5か年加速化対策を公表したところであります。本村では、これを契機として令和2年12月に、村議会議長と共に青森県に対し二級河川阿弥陀川の全面的な河川改修の要望を行ってまいりました。この機会に何としても実現したいと期待しております。

これまで数々の事業を進めてこられたのは、村民の皆様が培ってきた地域活動の下地があつてこそであります。村内のコミュニティーの自主的な活動なくしては、魅力ある地域づくりは成り立ちません。地域の助け合いやサロンを始めた村民の方々の活動なくしては、高齢者の生活支援はできません。また、子育て世代の方々のグループ活動がな

ければ、現在の多種多様な子育て支援事業もありません。このほか、防災、障害者支援、環境、緑化、スポーツなどあらゆる分野で村民の皆様の熱い思いが形となった活動があるおかげで、豊かで安心できる私たちの暮らしが支えられています。私たちは引き続き、蓬田村地域共生社会の構築に努力しなければならないと考えております。

以上、申し上げましたが、行政課題は絶え間なく発生し、とどまることを知りません。この課題を1つずつ着実に解決し、蓬田村総合計画が掲げる将来像「豊かな自然と共生する活力のみなぎる村」を実現してまいり所存であります。

次に、令和3年度の施策の基本的な方針と重点項目について述べさせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

感染症の拡大を抑えるためには、一刻も早いワクチン接種が求められております。ワクチンの確保は国で準備を進めておりますが、ワクチン接種の実施主体は市区町村であり、その役割を担うことになっております。今回のワクチン接種は、これまでに例のない大規模なものであり、早急な接種が求められる一方で、人員体制や予約体制の構築、接種場所の確保、クーポン券等の必要書類の発送準備、国・県、そして医療機関との連携に多くの時間を要するなど様々な課題があります。

本村としては、これらの課題に対応し、接種体制の早期構築を図るため、8名体制でプロジェクトチームを設置いたしました。現在、国・県からの情報収集や医師会、医療機関との調整などに取り組み、円滑なワクチン接種に向け、鋭意準備を進めております。

2番目としまして、経済活性化と産業振興施策について申し上げます。

初めに、農業振興関連事業についてであります。

本村の農業の中心は稲作であります。最近では人口減少などから米の需要が毎年10万トンずつ減ってきており、さらに新型コロナウイルスの流行に伴う外食産業の低迷により米価が変動するものと予想されております。

本村の令和3年の目標値は、1,017ヘクタールの水田のうち、主食用米の作付面積は前年とほぼ同じ約489ヘクタールとなっております。当面は、産地化交付金制度を活用して、タマネギ、トマト、寒冷地野菜等の高収益作物への転換により農家所得の安定確保に努めなければならないものと考えております。

また、基盤整備事業、老朽ため池改修事業などの土地改良事業や農業用機械等導入支援事業、農業経営収入保険事業補助を展開することとしております。農家所得の向上と生産意欲を高めるよう支援してまいります。

次に、漁業振興関連事業についてでございます。

令和2年産のホタテの出荷状況は、出荷数量は昨年とほぼ同じくらいでしたが、新型コロナウイルスの流行の影響から価格が20%以上下落しました。漁業経営体の収入が大きく落ち込み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による海岸清掃事業や堆肥化処理施設経費の支援を行ってきたところであります。新年度もこの傾向は変わらないものと考えられますので、引き続き国の交付金等の動向を注視しながら支援対策を検討してまいり所存であります。漁業者の所得安定のためには、共済事業への加入支援を行うとともに、栽培漁業を推進するよう検討してまいります。

さらに、漁業者の安全な操業や作業の効率化、労働力の軽減のため、漁港改修や施設整備の検討をし、漁業後継者づくりを支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応支援と観光産業の振興について申し上げます。

令和2年は、新型コロナウイルスの流行により東京オリンピック・パラリンピックが1年延期され、インバウンドも含めて旅行客はほとんど見込めませんでした。さらに、非常事態宣言による外出自粛など新しい生活様式の普及により、事業者の経営は相当厳しい状況となっております。青森市周辺地域でも、GoToキャンペーンを企画し観光客誘致活動に力を入れてきましたが、ねぶた祭りをはじめほとんどの祭りや行事が中止に追い込まれ、観光関連産業はほとんど低迷してしまいました。

本村では、青森県と連携の下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、経済対策として事業者への事業継続化支援や感染症対策設備導入補助、よもぎた応援商品券の発行など、また、生活支援では、子育て臨時給付金、新生児特別給付金の支給など合わせて26事業にわたり支援してまいりました。しかし、現時点では新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは難しく、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、新年度においても、各種施策をさらに検証し、支援事業を検討してまいります。

さらに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて観光による地域の活性化を推進するため、関連施設の整備やイベント・特産品づくりをする必要があります。

次に、安全・安心と生活関連事業の充実について申し上げます。

初めに、防災・減災、国土強靱化の事業推進とコミュニティーの醸成対策についてでございます。

去る2月13日深夜、宮城県、福島県で震度6強の地震が発生し、東日本一帯で強い揺

れが観測されました。今から10年前の3月11日に発生した巨大地震による津波と東京電力福島第一原発事故という未曾有の災害を想起させる出来事でありました。

本村でも震度3の長い揺れが起こり、改めて災害に強く安心して暮らせる村づくりの大切さへの認識を深めたところがございます。今後も防災・減災のために自治体の果たすべき役割をより一層自覚し、地域の皆さんと共に安全・安心のまちづくりに取り組む所存でございます。今年度から消防力の強化のため、屯所の建て替えや消防車両の更新を計画的に行うこととしております。

近年は、自然災害が多発しており、広域化、多様化、大規模化しております。さらには、新型コロナウイルス対策を行いながら避難しなければならないなど複雑化しております。

今回の地震では、東日本大震災での教訓から、現地で地域住民の避難行動はもとより、様々な事前の備えにより減災につながったとも聞いております。日頃からの災害に対する準備、施設の整備や住民の災害に対する心構えの醸成のために、避難訓練を実施する予定にしております。

次に、道路整備の推進についてであります。

村内には、生活道路などでまだ未整備の道路が残されています。これまで整備されずに来た理由は様々ありますが、現代は一家に2台以上の車を保有したり、車両の大型化などが進んでいるとともに、豪雪時の交通の確保を図るなど、快適な生活にとって道路整備は必要不可欠であります。

蓬田中学校線の拡幅は、長年の村民の願いでありましたが、令和2年度に用地買収が終了したことは、関係者皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。新年度では、実施計画を作成する予定であります。

そのほか、蓬田小学校線などの道路整備は、経済活動や防災対策にとって極めて重要であり、引き続き整備を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、住みよい、住みたい村の建設についてでございます。

青森県型地域共生社会の実現に向けた対応でございます。

2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えます。

青森県では、「地域で生まれ、地域で育ち、地域で助け合い、地域で安心して老後を迎えることができる社会」を目指す姿とする青森県型地域共生社会を創出することにし

ております。

本村でも、高齢化社会を迎えたときの社会システムとしての地域の力を結集した蓬田村型地域共生社会の構築が求められます。現在、介護保険との連携により蓬田村社会福祉協議会が進めている高齢者の移動手段の確保や買物弱者対策などの生活支援体制サービスの構築に、さらに一層取り組まなければならないものであります。

次に、平均寿命と健康寿命を延ばすことについてであります。

最近の情報では、青森県の平均寿命は、伸び率は全国1位になったものの、依然として全国最下位とのことであります。何としても健康で長生きできる村を実現しなければなりません。

特に、働き盛りの40歳から50歳代の方々の健康意識を高めなければ、改善できないものであります。家族を支えるこの世代のリタイアは、家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることとなります。

令和3年度においても、がん検診や糖尿病などの生活習慣病予防を重点にして各種健診率向上を目指し、村民の健康を守るべく努力してまいります。さらに、積極的に健康づくりを推進するとともに、高齢者のいわゆるフレイルを予防するため介護予防事業を展開する予定であります。

次に、教育施設設備の充実についてであります。

文部科学省は、令和5年度までに公立学校情報通信ネットワークの整備をし、小学校、中学校の児童生徒の一人一人がタブレット端末を持ち、ICTを活用できる環境整備と学習活動を充実させることを打ち出しました。ところが、新型コロナウイルスの流行により臨時休校し、遠隔授業を行わざるを得ない事態となり、令和2年度でこれを前倒しで実施することといたしました。

本村では、この事業を令和2年度で完了するとともに、教職員の業務効率の向上を目指して校内ネットワークの再構築を行うこととしております。これにより、教育のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXと言われるものですが、条件が整備されますので、これらを活用した児童生徒の主体的・対話的で深い学びが実現するものと期待しております。

これらのほかに、各科目にわたり重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある、明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、そして村民の皆様との連携、協働が不可欠であります。

どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げて、令和3年度の施政方針といたします。

次に、行政報告を申し上げます。

令和2年12月村議会定例会後の主なる行事及び会議についてご報告申し上げます。

12月17日木曜日、二級河川阿弥陀川河川改修要望を東青地域県民局及び県土整備部に行ってまいりました。

12月24日木曜日、青森地域広域事務組合議会臨時会が青森市消防本部で開催されましたので、出席しております。

1月10日日曜日、蓬田村成人式をふるさと総合センターにおいて挙行いたしました。

1月13日水曜日、蓬田村ホタテ養殖残渣処理協議会が開かれましたので、これに出席をしております。

1月19日火曜日、令和3年第1回蓬田村議会臨時会を招集いたしました。

2月1日月曜日、日赤社員増強・社資増収運動推進会議をふるさと総合センターで開催をいたしました。これに出席しております。

2月7日日曜日、蓬田村消防団出初め式が挙行されましたので、出席をしております。

2月10日水曜日、郵便局との包括連携協定の締結式がございまして、ふるさと総合センターにおいて、西郵便局、蓬田郵便局との締結をしております。

2月22日月曜日、蓬田村農業再生協議会臨時総会がふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しております。

2月26日金曜日、青森県町村会の定期総会が青森市でございまして、これに出席をしております。

3月5日金曜日、蓬田村表彰式を挙行いたしましたので、皆様方にも出席をいただいたところであります。

以上のとおり、主なるものについてご報告申し上げます、終わりたいと思います。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、報告を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 報告第1号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第1号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度蓬田村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,158万4,000円とするものであります。

6ページをお開きください。歳出になります。

8款2項2目13節使用料及び賃借料、排雪自動車借上料365万円は、今冬の大雪に伴い、排雪自動車借上料が1月19日時点で当初予算の82.4%の執行見込みであったため、今後の降雪に対応するために予算を追加いたしました。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案20件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和3年第1回蓬田村議会定例会の開催に当たり、提案いたしました議案20件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第3号、投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正に伴い、提案するものであります。

議案第4号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、通知カードの発行手続等が廃止されたことに伴い、提案するものであります。

議案第5号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、第8期介護保険料の制定により、提案するものであります。

議案第6号、蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、提案するものであります。

議案第7号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、提案するものであります。

議案第8号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、提案するものであります。

議案第9号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、提案するものであります。

議案第10号、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動費用について、公費負担の制度を定めるため提案するものであります。

議案第11号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。これにつきましては、並びに次の議案第12号と理由が同じでございますので、議案第12号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合等の規約の変更については、先ほどの議案第11号と同じでございますので、構成団体である十和田地区環境整備事務組合の解散に伴い、議会の議決を要するものであります。

議案第13号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1億4,432万7,000円などを増額し、繰入金1億2,196万8,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、土木費4,442万2,000円などを増額し、消防費5,137万円などを減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,375万2,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ27億8,783万2,000円となるわけでありまして。

議案第14号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として繰入金17万4,000円を増額し、歳出として総務費17万4,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに17万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,743万8,000円となるわけでありまして。

議案第15号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）案につきましては、歳入として繰入金608万7,000円などを増額し、国民健康保険税786万7,000円を減額しております。

次に、歳出として国民健康保険事業費納付金1万8,000円を減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1万8,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,760万1,000円となるわけであります。

続きまして、議案第16号、令和3年度蓬田村一般会計予算案についてご説明申し上げます。

予算総額は21億6,285万3,000円となり、前年度当初比較では4.5%の減額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億3,560万6,000円、地方交付税10億9,000万1,000円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費5,524万4,000円。歳出全体に対する構成比は2.6%となっております。

総務費4億653万円。歳出全体に対する構成比は18.8%となっております。財産管理費において、防災ステーション機器更新業務委託料786万5,000円、また企画費において、新ホームページ作成業務委託料740万2,000円などを計上しています。

民生費5億4,763万9,000円。歳出全体に対する構成比は25.3%となっております。保育所費において、施設型給付費等負担金を昨年度より705万8,000円を増額した、9,530万7,000円などを計上しております。

衛生費2億4,289万4,000円。歳出全体に対する構成比は11.2%となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費において、ワクチン接種委託料1,229万6,000円、ワクチン接種体制構築委託料1,080万円などを計上しております。

農林水産業費2億445万7,000円。歳出全体に対する構成比は9.5%となっております。農業振興費において、農業用機械等導入支援事業補助金1,000万円などを計上しています。

土木費1億3,144万7,000円。歳出全体に対する構成比は6.1%となっております。道路維持費において、村道5-1-1号線道路拡幅工事測量設計調査業務委託料611万6,000円などを計上しています。

消防費1億7,216万5,000円。歳出全体に対する構成比は8.0%となっております。非常備消防費において、小型動力ポンプ積載車購入費1,516万4,000円、また消防施設費において、第8分団屯所建て替え工事費3,920万4,000円などを計上しています。

教育費 1 億8,875万円。歳出全体に対する構成比は8.7%となっております。小学校費及び中学校費の学校管理費において、空調機新設工事費、両校合わせまして212万7,000円などを計上しております。

公債費 1 億9,201万7,000円。歳出全体における構成比は8.9%となっております。

令和3年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で、本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。令和3年度も引き続き全庁一丸となって、各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます。

議案第17号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算総額は2,794万9,000円となり、前年度当初比較では3.7%の増額となります。

歳入の主なるものは、負担金828万7,000円、繰入金1,965万2,000円などであります。

歳出は、総務費1,666万3,000円、給食費1,128万6,000円となっております。

議案第18号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算総額は4億8,470万4,000円となり、前年度当初比較では5.5%の減額となります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税9,070万4,000円、県支出金3億3,208万3,000円などであります。

歳出の主なるものは、保険給付費3億2,559万6,000円、国民健康保険事業費納付金1億1,813万4,000円などとなっております。

議案第19号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算総額は1億1,001万5,000円となり、前年度当初比較では20.3%の増額となります。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料4,977万1,000円、繰入金6,023万3,000円などであります。

歳出は、総務費1億1,001万5,000円となっております。

議案第20号、令和3年度蓬田村介護保険特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算総額は4億5,058万6,000円となり、前年度当初比較では7.9%の減額となります。歳入の主なるものは、国庫支出金1億756万9,000円、支払基金交付金1億897万8,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費2,939万6,000円、保険給付費3億9,328万3,000円などとなっております。

議案第21号、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、ご説明申し上げます。

予算総額は8,432万3,000円となり、前年度当初比較では4.6%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,230万2,000円、繰入金6,186万5,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費1,111万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7,315万円などとなっております。

議案第22号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第7 議案第3号 投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第3号投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第3号、投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人

並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を改正する条例案。

投（開）票管理者、選挙長、投（開）票立会人並びに選挙立会人の報酬及び費用弁償額支給条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

1枚お開きください。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。これは、自治法の変更、改正がありまして、第203条を第203条の2に改めるものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第4号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第4号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、通知カードの発行

手続等が廃止されたことに伴い、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中の16番の通知カードの再交付手数料、1件につき、500円というものがありませんでしたが、これを削除するというものです。

その次の新旧対照表をご覧ください。

別表、改正前は16番に通知カードの再交付手数料ということで1件500円がありましたけれども、改正後はその16番をなくしまして、17番以降を16番から再番号で番号を付しているものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第5号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第5号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、第8期介護保険料の制定により、条例の一部を改正する必要があるため

す。

1 ページ、それから新旧対照表ですが、第 2 項から第 4 項をご覧ください。

令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料を令和 2 年度と同額とし、第 8 期介護保険料の基準額、第 5 段階を第 7 期介護保険料と同じく年額 8 万 1,600 円、月額 6,800 円とするものでございます。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日の施行とするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。7 番坂本 豊君。

○7 番（坂本 豊君） この条例案には賛成できませんので、説明いたします。

3 年前に、この介護保険料が引上げになったわけですよ。今回は据置きということで、値上げではないんですけども、前回、値上げしたことに対して反対したわけですので、今回はそれと同じだということで、値下げすれば賛成できるんですけども、そういうことなので今回は賛成できないということで説明いたします。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 6 号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第 10、議案第 6 号蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第6号、蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

次の文と新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表では、第3条から第34条までありますが、長文で分かりづらいと思いますので簡略すると、村内でいう指定居宅介護は蓬生園内にあるよもぎケアセンターになっていて、利用者の人権の擁護、虐待防止など、従事者職員の研修実施、指定居宅サービスの手続の際、利用者の説明、同意、記録の保存等を書面で行っていたことのほか、CDを提供したり、パソコン表示をもって見てもらったりなどの運営、感染防止では検討委員会の開催時にテレビ電話装置等の活用などを認めることについて追加されるということと、所要の改正がされるということです。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に
関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第7号蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第7号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案です。

蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

提案理由、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

続きまして、同じく条文と新旧対照表をご覧ください。

第3条から第35条までありますが、長文で分かりづらいと思いますので簡略すると、利用者の人権擁護、虐待防止等運営規定、計画策定の追加では感染症や災害が発生した場合に対応するための研修受講、訓練の実施など、またテレビ電話等を使用して検討委員会で活用できることや介護現場の環境改善でハラスメント対策の義務づけなど、従前から利用者の書面で説明や保存を紙ベースのほかCD提供したり、パソコンを見てもらったりとか追加されるということと、所要の改正がされるということです。

この条例は、令和3年4月1日から施行されます。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですので、終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第8号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 議案第8号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

同じく条文と新旧対照表ですが、第3条から第203条までありますが、長文で分かりづらいと思いますので簡略すると、村内では地域密着型のグループホームが主にサービス提供をしています。感染症など非常体制での早期業務改正の計画策定や、感染症防止のための装置として検討委員会でテレビ電話等を活用した会議の内容の追加、介護現場の業務負担軽減のためCD提供、それから介護サービス計画ではハラスメント対策の義務づけ、栄養士のほか管理栄養士の配置づけなどを追加されることと、所要の改正がされるということです。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものとするものです。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第9号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(佐藤一仁君) 議案第9号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。

続きまして、次のページ、条文と新旧対照表をご覧ください。

第3条から第91条までありますが、同じく長文で分かりづらいと思いますので簡略すると、感染防止のためテレビ電話装置等の活用した会議、認知症に対する基礎研修受講等運営企画のこと、共生社会の実現のため、障害福祉サービスの連携で人権擁護、虐待防止等で委員会の開催や研修を担当者への義務づけ、それから勤務体制では事業者の資質向上のため研修の機会を確保しなければならないなど追加ということと、所要の改正がされるということです。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第10号蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第10号、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

提案理由といたしましては、公職選挙法の一部改正に伴って、蓬田村議会議員及び蓬

田村長の選挙における選挙運動費用について、公費負担の制度を定めるため提案するものであります。

1枚お開きください。

第1条、趣旨であります。この条例は、公職選挙法に基づき、蓬田村議会議員及び蓬田村長の選挙における自動車、選挙運動用の自動車、それからビラ、選挙運動用のビラ、それからポスター、選挙運動用のポスター等の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとなっております。これに関しては、公職選挙法の改正がありまして、この選挙費用に関しては公費負担ができるということであります。

費用は、村から候補者に直接支払うものではありませんで、あらかじめ候補者と契約した業者等が、当該候補者が村選挙管理委員会に届出をして、当該契約業者等が村へ請求すると、そういう形で公費の支払いが行われるということになってございます。

条例の各中身は、各その自動車、ビラ、ポスター等の単価が載っております。この単価に関しては、県下のある程度の選挙の公営条例の単価を基に、ここの東郡の大体平均している金額を条例で定めております。

施行期日につきましては、公布の日から施行すると。

なお、この条例は、この条例の施行の日以後、その期日に告示される選挙について適用するということになります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第11号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第11号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてということです。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させる等のため、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものであります。

1枚お開きください。

規約の中に別表があるわけですが、その別表の第1中「、十和田地区環境整備事務組合」という文言は削ると。

別表の第2第8号の項中「、十和田地区環境整備事務組合」を削って、「並びに農業災害補償法第87条の2第3項及び第8項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金」という文言も削るものであります。

この規約は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(木村 修君) 日程第16、議案第12号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第12号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものであります。

提案理由といたしまして、先ほども言いましたけれども、構成団体であります十和田地区環境整備事務組合が令和3月31日をもって解散することに伴い、規約の変更、それから関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法の規定に基づいて議会の議決を要するものであります。

以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 令和3年度蓬田村一般会計予算案

日程第18 議案第17号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第19 議案第18号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第20 議案第19号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第21 議案第20号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第22 議案第21号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第16号令和3年度蓬田村一般会計予算案から日程第22、議案第21号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第21号までの令和3年度各会計予算6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

日程第23 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（木村 修君） 日程第23、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立1名)

○議長(木村 修君) 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第24 請願第2号 「学校給食の無償化」に関する請願

○議長(木村 修君) 日程第24、請願第2号「学校給食の無償化」に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時01分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員